

平成 28 年 第 25 回

美幌町農業委員会総会議事録

平成 28 年 4 月 20 日 1 日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1 開催日時 平成28年4月20日(水)午後1時30分から午後1時56分

2 開催場所 美幌町議会議事堂

3 出席委員は次のとおりである。(17人)

振興副部長	1番	佐藤澄義君	2番	根塚信義君	
	3番	小林勝義君	4番	西島和一君	
	5番	山谷朋之君	農地副部長	6番	池端利博君
	7番	日並寛陽君			
	9番	大西政雄君	10番	日下優君	
振興部長	11番	秋山稔君	12番	東砂裕理君	
	13番	影山秀樹君	14番	加藤安弘君	
			16番	松本訓宜君	
	17番	千葉正美君	会長職務代理者	18番	風間昇君
会長	19番	鈴木幸往君			

4 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	西俊男君	総務担当主査	酒井祐二君
総務担当	中谷賢司君	臨時筆生	高橋千夏君

## 議事日程

平成28年第25回美幌町農業委員会総会  
平成28年4月20日午後1時30分開会

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 議事録署名委員及び総会書記の指名について                            |
| 日程第 2 |        | 諸般の報告について                                       |
| 日程第 3 |        | 会期の決定について                                       |
| 日程第 4 |        | 会務報告について  |
| 日程第 5 | 報告第42号 | 第11回振興部会会議結果報告について                              |
| 日程第 6 | 報告第43号 | 第7回農地部会会議結果報告について                               |
| 日程第 7 | 報告第44号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の<br>要件確認結果の報告について       |
| 日程第 8 | 議案第82号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による<br>農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第 9 | 議案第83号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                            |

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は17名です。議席番号8番 名古屋委員、所用のため欠席、議席番号15番 白石委員、同じく所用のため欠席する旨届け出がありました。定足数に達しており、総会は成立していますので、ただいまより平成28年第25回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては、美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、議事進行につきましては、鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は、総会会議規則第21条の規定により、議長において指名致します。</p> <p>議事録署名委員は、議席番号14番加藤委員、同じく議席番号16番松本委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の酒井総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。</p>
議長	日程第2、「諸般の報告について」は、事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件は、お手元に配布しております議事日程のとおり、報告3件、議案2件となっております。朗読については省略をさせていただきます。以上で、諸般の報告を終わります。
議長	<p>日程第3、「会期の決定について」は、付議案件数からみて、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。</p>
議長	日程第4、「会務報告について」は、議案書2ページに記載のとおりであります。この中から、北見市で開催のオホーツク農業委員会連合会 会長・事務局長会議の内容について報告致します。まず、オホーツク農業委員会連合会総会では、平成27年度の事業報告・収支決算、平成28

年度の事業計画・収支予算、規約改正について原案のとおり承認決定されました。

総会の前段には、オホーツク優良農村青年の表彰式が行われ、管内から16名が表彰を受け、本町からM. NさんとK. Sさんの二人が表彰を受けました。

次に、地区別農業委員会 会長・事務局長会議では、「平成29年度農業・農業委員会関係予算ならびに政策要望に向けた検討」の内容と「平成28年度北海道選出国會議員要請集会」の開催と要望内容が説明され、了承されました。なお、会議の前段に「全国農業新聞 農業委員会だよりコンクール」の表彰が行われ、当町農業委員会が「全国農業新聞賞」を受賞しました。

この会議の資料につきましては、事務局に保管してありますので、必要があればご覧いただきたいと存じます。何かご質問ありませんか。

(発言なし)

ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定致します。

議長	日程第5、報告第42号「第11回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	【報告第42号 議案書をもとに朗読】
事務局	【報告第42号 議案書をもとに説明】
議長	ご異議ありませんか。  (異議なし)  ご異議なしと認め、報告第42号「第11回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定致します。
議長	日程第6、報告第43号「第7回農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願いします。
農地副部会長	【報告第43号 議案書をもとに朗読】
事務局	【報告第43号 議案書をもとに説明】

議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、報告第43号「第7回農地部会会議結果報告について」は承認することに決定致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>日程第7 報告第44号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p> <p><b>【報告第44号 議案書をもとに朗読】</b></p> <p>以上8法人の形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件は適当であると認めますので、報告致します。以上、よろしくお願ひ致します。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、報告第44号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>17番</p>	<p>日程第8 議案第82号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号185号。</p> <p><b>【議案第82号 内容番号185号 議案書をもとに朗読】</b></p> <p>以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願ひ致します。</p> <p>この案件は譲渡人の離農跡地を農業公社へ売買し、借受人が公社貸付事業5年で借受するものです。借受人は酪農経営を中心に、ビートを作付され意欲的に営農されておりますので、よろしくお願ひ致します。</p>

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、内容番号185号は適当と認めます。

内容番号186号。

事務局

【議案第82号 内容番号186号 議案書をもとに朗読】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願い致します。

17番

この案件は、貸付期間満了に伴う、再契約案件で、双方の意向を確認したところ、貸付期間、賃貸料とも前回と同一条件で再契約となったものです。借受人は酪農専業で意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、内容番号186号は適当と認めます。

議案第82号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。

議長

日程第8 議案第83号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号86号。

事務局

【議案第83号 内容番号86号 議案書をもとに朗読】

以上、本件は取得後のすべての農地を利用すること。機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料26ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問

題ないと考えます。その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願い致します。

6 番

この案件は貸付人の離農に伴い、借受人に賃貸するものです。借受人は玉ねぎを中心に作付し、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを確認しておりますので、よろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、内容番号86号は適当と認めます。

内容番号87号。

事務局

【議案第83号 内容番号87号 議案書をもとに朗読】

以上、本件は取得後のすべての農地を利用すること。機械・労働力・技術・地域との関係も問題はありませんが、下限面積については今回賃貸する面積の3,000㎡のみとなります。美幌町の下限面積は2haでございますが、今回につきましては、その使用目的からやむを得ないものとし、農地法施行規則第20条第2項の規定により、適当と認められるものでございます。その結果、参考資料28ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願い致します。

16番

この案件はFSC認証材活用のため借受人が貸付人の畑の一部を借受し、新しい品種の試験をするために苗畑を設置するものであります。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを確認しておりますので、よろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、内容番号87号は適当と認めます。

議案第83号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。



以上で全議案の審議を終了致しました。これをもちまして、第25回美幌町農業委員会総会を閉会致します。ご苦労様でした。